



ほけんだより



平成18年4月

子育て施設課

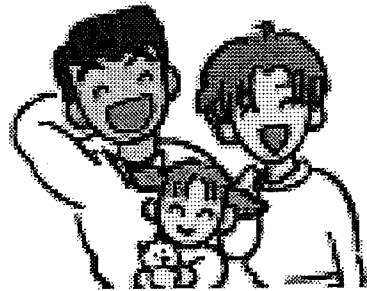
ご存知ですか

【子育て支援のあらし】

《経済的支援サービス》

◎児童手当(子育て支援課)

小学校第3学年修了前の児童を養育している人(所得制限があります)に支給されます。(平成18年4月から小学校6学年修了前までに拡大予定)



◎乳幼児等医療費助成(子育て支援課)

小学校就学前の児童を養育している人(所得制限があります)の、医療保険診療の自己負担分を助成します。入院は、小学校3年生までが対象です。(入院については、平成18年10月から小学校6年生までに拡大予定)

◎児童扶養手当(子育て支援課)

父との生計が同一でない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人(母子家庭等。所得制限があります。)に支給されます。

◎ひとり親家庭医療助成(子育て支援課)

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育しているひとり親家庭(母子・父子家庭等。所得制限があります。)に、医療保険診療の自己負担分を助成します。

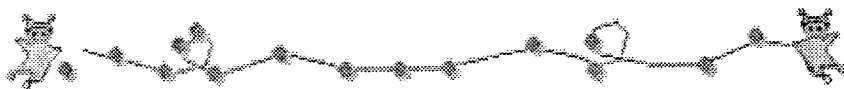
◎幼稚園就園奨励費補助(子育て支援課)

私立幼稚園が、幼児の保護者で所得が低い人に対して保育料等を減免する場合に支給します。

◎保育料(子育て施設課)

保育料は所得税の額等に応じて決定します。(17段階の区分)

平成18年4月から同時入所でもなくとも第3子以降の3歳未満児の保育料を無料とします。



《保育系サービス》

- ◎ファミリー・サポート・センター事業(子育て支援課)
育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる有償ボランティアの会員組織で、センターでは相互援助活動の調整・アドバイスを行います。
- ◎子育て家庭育児支援事業(子育て支援課)
児童の養育が一時的に困難になった時などに、児童養護施設等において、一時的に預かります。
- ◎一時保育事業(子育て施設課)
保護者のパートタイム就労などによる保育、保護者の病気等による緊急時の保育並びに保護者の育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消するための保育等、一時的に保育が必要となる児童を実施保育所において保育を行います。
- ◎延長保育事業(子育て施設課)
保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間延長し保育を行います。
- ◎障害児保育事業(子育て施設課)
個々の障害の程度に対応し、家庭、専門機関との連携をしてくみ細かな保育を行います。
- ◎乳幼児健康支援一時預かり事業(子育て施設課)
乳幼児が病気の回復期で、集団保育等が困難な期間、病院付設の専用保育室(感染症別保育が可能な部屋を完備)で一時的に預かります。

各事業の問い合わせは

子育て支援課：25-3173、25-3254
子育て施設課：25-3174、25-3144
呉市すこやか子育て協会：25-3482
ファミリー・サポート・センター：25-4122

【ホームページ】

- くれ子育てネット (<http://www.kure-kosodate.com/cms/>)
 - ・行政サイト：子育て相談室、ファミリー・サポート・センター事業支援、子育て便利帳、子育て支援サービスの行政情報
 - ・市民参加型サイト：子育て中のお母さんたちによる地域情報サイト「くれパステル」「わいわい掲示板」、「子育て・育児支援のサークル紹介」等
- 呉市すこやか子育て協会 (<http://www6.ocn.ne.jp/%7Ekosodate/>)
 - ・子育てサロン、子育て支援、交流広場等の情報提供

※ 「くれ子育てネット」、「呉市すこやか子育て協会」とも「呉市ホームページ」からアクセスできます。

